

令和5年 第9回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年9月25日（月）

## 令和5年 第9回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年9月25日(月)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	関口 博孝委員		
出席した事務局職員	事務局長：吉村貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	×	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第9回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号3番 坂本 茂 委員 議席番号5番 森島 了 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は5条案件が5件になります。 1番、2番につきましては、同一案件でございますが、申請者が異なることから、2つに分けてございます。 1番、2番を併せて説明をさせていただきます。 譲受人につきましては、神奈川県〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。1番の譲渡人が上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。2番の譲渡人が、上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在が大字〇〇△△△の△、面積は1番が804㎡、2番が294㎡で、二つを合わせまして、合計で1,098㎡平米でございます。権利内容としましては所有権移転の売買でございます。転用目的は共同住宅15戸です。形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれており、商業施設、医療施設、公共施設も近く、借家の需要が見込まれることから、アパートを建築したく申請するものです。 3番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏 です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 466㎡、地目は畑、権利内容は10年間の賃貸借権設定、転用目的は自動車展示場です。形態は新設、宅地に接続しています。申請地は農用地区外の第3種農地です。申請地は神保原駅南土地区画整理事業の区域内に位置し、住宅地が広がり、人通りが多く、立地条件や規模も適していることから自動車展示場として利用したく申請するものです。</p>

		<p>4番ですが、譲受人 東京都〇〇〇〇 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇 外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外1筆、1, 509㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅6棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。申請地は宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれており、商業施設、医療施設、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 さいたま市〇〇〇〇 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆。 地目は田、畑 面積は10, 570㎡です。権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、表土置場の一時転用でございます。形態は新設、申請地は農振農用地になります。砂利採取・表土置場後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番、2番について 現状を確認したところ申請の通り、現地の周囲は住宅地に囲まれておりまして、申請地の東側は全て住宅になっており、問題はないと思われまます。</p> <p>3番について 区画地域内ですので許可相当と認められます。</p> <p>4番について 住宅地に囲まれており、将来の事を考えれば問題はありません。</p> <p>5番について 問題ないと思われまます。3つほどお願いがあります。1つ目はなるべく道路を汚さない。埃がたってどうしようもなく、うちのハウスが埃だらけになってしまったのでそれがまず一つ。2つ目はダンプで道をふさがない。要するに交通の邪魔をしないということ。三つ目、これが一番大事なんだけど、深さをちゃんと守</p>
	議長	
	石倉 和宏委員	
	森島 了委員	
	北畑 光男委員	
	須田 和弘委員	

		<p>る。この前、議案で事務局が10m、15mと言ったじゃないですか。それはどこから15mですか。一番上からですか。砂利が見えたところからですか。砂利を掘ると水がでますが、水の中をユンボでそこまで掘ってるが、本当にそこまでやっていいのか、それを知っててやらせているのか、それを聞きたいです。</p>
	事務局	<p>まず深さですが、地表面から15mと伺っております。昔10mというような形の方が多かったかなと思います。でも試掘の結果、それ以上に砂利が埋まっているようであれば、15mまでOKという形で砂利採取法では決められているようです。そのところは北部環境管理事務所でしっかりちゃんと管理し、確認をさせていただきます。</p>
	須田 和弘委員	<p>夏、掘り出して水が出るじゃないですか。冬、水が溜まるじゃないですか。その水のなかからユンボを突っ込んで掘ってるような状態でした。あそこまで掘られちゃうと、周りは水が出ないとか、水を出したくてもボーリングしないとでないとか。ちゃんと決まりは守ってもらいたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
	事務局	<p>ありがとうございます。今、いただきました3点につきまして、農業委員会の意見という形でお返しをさせていただきます。</p>
	議長	<p>続きまして1番から5番まで質疑のある方は順次ご質問をお願いしたいと思います。</p>
	柴崎 久男委員	<p>はい1番と2番ですが、今は圏央道の関係で相模原と上里も近くなりましたけども、この方はそれなりの免許持ってるのか。それと、建てた後の管理についてちょっと転売が心配なんですけども、その管理をどんなふうに、管理計画が出てくるのか教えて下さい。</p>
	議長	<p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>私も3年目なんですけども、大体アパートを建てるといふ案件に関しましては、その土地の所有者さんが</p>

<p>日程第3議案第28号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて</p>	<p>議 長</p> <p>坂本 茂委員</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>アパートを建てるっていうような案件は4条申請になるんですが、それが今まで主体でした。今回は神奈川の方が買って、建ててオーナーになるというお話なので、こういう場合もありですかということで、県の方ともお話をさせていただきました。県の農地転用の基準からしますと、ありえるそうです。実際に、譲受人はどういう方なのかっていうのもお話を、申請してきている代理人の方には確認させていただきました。建物自体が〇〇〇〇さんで建てられるものでございます。いわば、今よく言われる、オーナーさんが個人の方で、その建設から管理を不動産会社、建設会社さんが一手に引き受けるパターンですか、そのような手法によるものだろうと県の方もふんでおります。〇〇〇〇が全て管理を請け負うという申請でございます。以上です。</p> <p>ありがとうございます。他にございませんか。</p> <p>5-4なんですけども、〇〇〇〇が建売住宅を作るそうなんですけど、もう1人の所有者の方を参考までに教えていただけないでしょうか。</p> <p>2名いらっしゃいまして1人が●●●●様、もうひと方が〇〇〇〇様でございます。以上です。</p> <p>ありがとうございます。他にございませんか。</p> <p>質疑がないようなので、採決したいと思います。賛成委員の方の挙手をお願いします。 ～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>日程第3 議案第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。</p> <p>【議案説明】</p>
---	--	--

		<p>議案第28号、農地中間管理事業に関わる農地利用集積計画案につきましてご説明申し上げます。本議案につきましては、農林公社へ農地を貸し付けるものでございます。</p> <p>まず議案書の4ページをお開きください。中間管理事業につきましては、埼玉県農林公社が地権者と耕作者の間に入り、農地の貸し借りをを行う制度となっております。毎年、推進地区を決めて集中的に推進を実施しており、令和5年度は、旧北部土地改良区の東側の神保原、忍保、八町河原を集中的に推進しております。内容につきましては、4ページから9ページに筆ごとに記載されております。設定する利用権の内容としまして、貸付期間は令和5年11月1日から10年間になります。賃料につきましては砂利を取ってる農地は一反5000円、取ってない農地は1万円となっております。件数について9ページをお開きください。一番下に、合計面積が載せてあります。田んぼで93,236㎡、畑が161,560㎡、合わせまして254,796㎡を農林公社の方に貸し付けることができました。その内、今年度の推進地区であります北部東地区については、135,776㎡です。過去に推進した地区は合計で119,020㎡推進することができました。農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の決定が必要でございますので、審議の程、よろしく願いいたします。以上です。</p> <p>それでは、質疑のある方は随時発言をお願いします。</p> <p>木村 隆之委員 利用権の設定を受けるのは農林振興公社というのはわかるけど、実際に作る人は誰がやっているのですか</p> <p>事務局 はいよろしいでしょうか。中間管理の場合は、別の議案としまして、次の議案の中で、公社から耕作者へ貸し付ける議案というのが別になりまして、次に出させていただきますと思います。</p> <p>木村 隆之委員 ありがとうございます。</p> <p>議長 他にございませんか。</p> <p>ご異議がないようですので採決します。ご異議なしと認め、申請通り承認としたいと思いますので、賛成委員の皆さん挙手をお願いいたします。</p>
--	--	---

<p>日程第4 議案第29号 農地中間管理事業に係る農 用地利用配分集積等促進計 画(案)について</p>	<p>議 長</p>	<p>挙手多数でありますので、申請通り承認することに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第4 「議案第29号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について」を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>説明の前に、皆様にお送りしました議案書は、抜けている筆がありますため、申し訳ありませんが、全て入ったものを机の上に置かせていただきましたので、議案書の差し替えの方をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは差し替えの議案の方でご説明させていただきます。先ほどご審議いただきまして、農林公社への農地の貸付が承認されたわけですが、本議案につきましては、農林公社が耕作者に貸し付ける農用地利用集積等促進計画というものになります。こちらにつきましては農業委員会の意見を聞くと定められております。内容ですが、11ページを御覧ください。左側に耕作者名、次に借りる農地、その次の欄はすでに設定を受けている者です。この欄に名前がなく空白のものにつきましては、今回新たに借りる農地です。先ほど利用集積計画の中で審議した農地とイコールです。この欄に名前がある農地につきましては、以前から中間管理事業で借りており、借りていた者が耕作できなくなった等の理由によりまして、耕作者が変わったものになります。この議案は議案28号で承認されました農地を耕作者へ配分するものと、以前から中間管理機構で借りていた農地を違う耕作者に配分するという議案となっており、1番から21ページの281番までが耕作者への貸付となります。21ページ真ん中辺の期間借地(裏作)と書いてあります箇所より下の1番から93番までは、裏作でひびきの農産が借りて、耕作者が麦を作るため使用貸借を行うための内容になっております。こちらにつきましても、皆様の意見等、審議が必要となりますのでよろしく申し上げます。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、関口博孝委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席をお願いしたいと思います。</p>
	<p>議 長</p>	<p>(退 席 後)</p> <p>それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。</p>

	金井 栄委員	先ほど事務局から説明がありましたが、例えば耕作を希望する方がいる場合に、直接、農林公社へ応募するという形になるんです。
	事務局	実際にはですね、今までに、その土地を借りていた方が、引き続き中間管理機構に地権者が申し込むことによって移行する場合があります。また地権者の方が、農地を誰かに借りて欲しいということで、申し込む場合に、もしあの誰か手を挙げて借りたいという方がいた場合には、その方に応募していただいて、貸し付けるというような流れです。
	金井 栄委員	もう既にそういう形がほぼほぼできてる状態ということですか。
	事務局	他の人が作っているのに、違う耕作者の方に配分することはできないので、今の制度としては、今まで耕作している方が、相対で借りていたり、利用権で借りていた場合に、そのまま中間管理に移行するというパターンがほとんどです。
	金井 栄委員	そうすると、例えば我々が担当地区の農家の方から、土地を借りたいという相談を受けた場合に、その当該地域の状況っていうんですか、その本人が公社を通したものを希望してる場合に、その当該地域に適当な場所があるかどうかっていうのは、直接公社へ問い合わせるしかないわけですね。
	事務局	今おっしゃっているのは中間管理の方で余ってる農地があるかどうかということでしょうか。中間管理に出す場合は、耕作者がいないと出せないで、そういうふうに残ってるものはないんですが、地権者の方から時々、農地を誰かに借りて欲しいという相談がありまして、その場合には、農地バンクという申請をいただいています。それを農業委員会の方でデータとして持っておりますので、もしそういう希望があった場合には、問い合わせいただければ、こういう農地がありますよというお話はできます。
	議長	他にございませんか。

	議 長	清水さん、お願いします。
	清水 福次委員	今の続きになりますが、それは一覧表で持ってるのか、それとも地図か何かにプロットされてるのかどうか。
	事 務 局	農業委員会の方で持っているものは、エクセルの一覧表で管理しています。
	清水 福次委員	はいわかりました。
	議 長	よろしいですか。
	議 長	続きまして柴崎さんお願いします。
	柴崎 久男委員	1 ページ目の1番の(株)〇〇〇〇、12番の〇〇さんはあまり聞いたことがない会社ですので説明をお願いできればありがたいです。
	事 務 局	(株)〇〇〇〇は、何年か前から〇〇県の方で通常の時期にはキャベツ等を作ってらっしゃるんですけども、寒い時期は〇〇県ではなかなか難しいということで、農地所有適格法人であり、寒い時期は上里町で耕作するというような法人となっております。また12番からの〇〇さんというは、2ページの真ん中に〇〇〇〇さんという名前があるのわかりますか。この方は今まで個人名で農地をかりていましたが、この方が経営する〇〇という会社があります。それで、今回、個人から法人へ切り替えということで、載せてあります。例えば4ページの〇〇さんも今までは個人で借りていましたが、今回法人に切り替えたいということで、こちらの議案に載っております。以上です。
	議 長	よろしいですか。他に質疑ございませんか。

<p>日程第5 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届け出について</p>	議	長	質疑がないようですので採決したいと思います、ご異議ございませんか。	
	議	長	ご異議なしと認め、原案通り計画したいと思いますので全員の挙手をお願いいたします。	
	議	長	挙手全員でありますので、申請通り計画することに決定いたします。	
	議	長	事務局に申し上げます。関口博孝委員の復席をお願いいたします。	
			(復 席 後)	
	議	長	日程第5、報告第1号農地法第3条第1項第13号の規定による届け出について事務局より説明をお願いします。	
	事	務	局	農地法第3条第1項第13号の規定による届け出につきましてご報告させていただきます。28ページをお開きください。こちらは農地中間管理機構の特例事業ということで、農林公社が規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者へ農地の売渡しを行う事業です。この制度につきましては、売買予定農地は農業振興地域内の青字に限られているのと、購入される方は、概ね1ヘクタール以上の耕作を行っている等の一定の基準をクリアした方ということです。
				内容ですが譲受人が埼玉県農林公社、譲渡人が上里町〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さんです。場所につきましては上里町〇〇〇〇 ▽△△ 農業振興地域内の青地です。地目が畑、面積が1,284㎡、所有権移転の売買です。この後、契約が進みますと公社から〇〇〇〇さんへの農地法第3条の許可申請が出されますので何か月後かの農業委員会で審議いただく流れになります。以上です。
	議	長	以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。	
議	長	続きまして、その他として事務局よりお願いいたします。		

[その他]	事務局	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地パトロール調査図の提出について 提出日 令和5年10月25日(水)</li> <li>・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について</li> <li>・情報交換会 「農地利用最適化活動の推進について」</li> <li>・次回の定例総会について 令和5年10月25日(水)</li> </ul>
[閉会]	柴崎 久男委員 会長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇地区の農薬散布による作物被害について</li> </ul> <p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和5年9月25日

議 長

印

(坂本 茂 委員)

署 名 人

印

(森島 了 委員)

署 名 人

印